

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 鎌形 浩史		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※317 ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	1章	低炭素社会の構築
施策(節)	1節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画			京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂) 低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月閣議決定)		

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6% 削減約束を確実に達成する。				
	<備考> ※エネルギー特別会計への 繰入費は除く				
予算動向	H19 年度当初	H20 年度当初	H21 年度当初	<備考> ※エネルギー特別会計への 繰入費は除く	
	金額(単位:千円)	35,131,255	42,697,129		
	一般会計	1,622,626	2,624,864		
施策を構成する具体的手段	特別会計	33,508,629	40,072,265		
【国内における温室効果ガスの排出抑制】					
・自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。					
・業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。					
【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】					
・温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。					
【京都メカニズム活用の推進】					
・有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。					
・CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。					

③施策の方針に対する総合的な評価

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

2008 年度の温室効果ガスの総排出量は、12 億 8,200 万トンで、京都議定書の基準年比では 1.6% 上回っているが、2007 年度比では、6.4% 減少。ここから、

- ① 森林経営による吸収量確保の目標
(基準年排出量の約 3.8%)
- ② 政府としてのクレジット取得の目標
(基準年排出量の約 1.6%)
- ③ 電気事業連合会が 2008 年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約 6,400 万トン)
(基準年排出量の約 5.0%)

を差し引くと、-8.8%となり、2008 年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもと

で、京都議定書の目標達成の目安に達している。温室効果ガスの種類別でみると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れているものの、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

条約事務局に提出した補足情報として、我が国における京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2008年度は4,400万トン(二酸化炭素換算)の吸収(森林4,330万トン、都市緑化等70万トン)となった。これは、基準年総排出量(12億6,100万トン)の3.5%に相当する(うち森林吸収源対策による吸収量は3.4%に相当)。

【京都メカニズム活用の推進】

平成21年度は約4,150万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。



④今後の主な課題

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

○我が国は「コペンハーゲン合意」に基づき、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比25%削減するとの中期目標を提出している。更に、世界全体の排出抑制については、7月に行われたG8ラクイラサミットにおいても、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきとの広範な科学的知見を認識するとともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標をすべての国と共有することを改めて表明し、その一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれたところ。これらの目標達成に向けて、低炭素社会の構築を図る必要がある。

○京都議定書の第一約束期間においても、これらの中長期目標の達成も視野に入れつつ、京都議定書の6%削減達成に向けた取組を行うことが必要であり、両者を一体的に検討していく必要がある。

○国内削減の大枠を決める地球温暖化の国際交渉についても、科学的知見を踏まえ、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を目指し、国際的にリーダーシップを發揮していく必要がある。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

○次期枠組み(2013年以降)の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実状を反映させる。

【京都メカニズム活用の推進】

○政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する必要がある。また、それに向けて必要な予算を確保する必要がある。



⑤今後の主な取組

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

○我が国における、地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立した「エコ社会」の実現に向けた第一步を踏み出していくために、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める法案の早期成立を図る。

○我が國の中長期目標達成のため、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討などを着実に進める。

○6%削減約束の確実な達成のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策・施策を着実に実施する。

○温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。

- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。
- ・日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討する。
- ・温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。
- ・地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支援する。

○国際的には、平成 21 年 12 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15)において、米中等が参加し、途上国支援を含む、「コペンハーゲン合意」が作成された。この「コペンハーゲン合意」を基礎に、2013 年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みの採択に向けて、国際交渉の前身に貢献する。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

○GPG-LULUCF に則って吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標の達成が確実となる体制の構築に資する。

○時期枠組み(2013 年以降)の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実情を反映させる。

【京都メカニズム活用の推進】

○京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO に京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム(GIS)等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
④	機構要求を図る	
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

⑥当該施策を公正する目標・指標及び評価

目標 1-1	国内における温室効果ガスの排出抑制
	2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990 年(平成 2 年)の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3% の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54% の水準にする。 また、2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の代替フロン等 3 ガスの排出量を 1995 年(平成 7 年)の水準から基準年総排出量比で▲1.6% の水準にする。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	1章 2 節 地球温暖化防止に向けた国内対策
関係課・室	地球温暖化対策課、市場メカニズム室、環境保全対策課フロン等対策推進室
指標の名称及び単位	①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO ₂ 換算トントン]、 ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO ₂ 換算トントン]

別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)を実施している(平成21年度末時点で約303社が参加)。参加事業者は、自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。



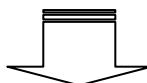
＜今後の展開＞

- 我が国は、「2050 年に 80% 削減」という長期目標と、前提条件付きの「2020 年に 1990 年比 25% 削減」という中期目標を掲げている。京都議定書の 6% 削減を目指すに当たっては、こうした中長期目標の達成も視野に入れつつ行うことが必要であり、両者を一体的に検討する。
 - 京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、今国会に提出されている地球温暖化対策基本法案の基本的施策である、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などを盛り込んだ新たな基本計画、実施計画を策定する。
 - 国内排出量取引制度については、平成 22 年 3 月に国会提出された「地球温暖化対策基本法案」において、キャップ・アンド・トレードの創設が盛り込まれ、そのための法制上の措置について、基本法の施行後 1 年以内を目途に成案を得ることされた。この政府としての方針に従い、次期通常国会への法案の提出に向け、自主参加型国内排出量取引制度 (JETS) の運用等により異なる経験・知見の蓄積を進めながら、具体的な制度設計の検討を進める予定。

方法に改善が見られた。

【效率性】

森林吸収源について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。



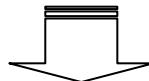
＜今後の展開＞

○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成 20 年 5 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成 20~24 年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。

合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成21年度は約4,150万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。

【効率性】

クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JI プロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。



<今後の展開>

○2013年(平成25年)度までに約1億トンCO₂分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成22年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H21当初	H22当初	H23反映
1-1	①気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	72,946	82,690	
	②地球温暖化対策推進法施行推進経費	45,640	45,638	
	③事業者排出削減対策促進経費	5,488	5,486	
	④温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	323,169	362,433	
	⑤低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	150,000	202,773	
	⑥再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費	—	24,682	
	⑦洋上風力発電実証事業	—	100,000	
	⑧国内排出量取引制度導入準備経費	—	234,176	
	⑨環境税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討調査費	9,593	0	—
	⑩バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	19,331	0	—
	⑪次期国際枠組みづくり推進経費	137,323	137,302	
	⑫低炭素社会国際研究ネットワーク事業	117,559	117,557	
	⑬温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業 (一般会計、特別会計)	145,443	97,419	
	⑭国内排出量取引推進事業(特別会計)	2,500,000	2,000,000	
	⑮地方公共団体対策技術率先導入補助事業(特別会計)	900,000	300,000	
	⑯省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業(特別会計)	160,000	160,000	
	⑰地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(特別会計)	350,000	0	—
	⑱地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)(特別会計)	3,805,341	5,021,644	
	⑲地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業(特別会計) (※22年度から地域協議会民生用機器導入促進事業とエコ住宅普及促進事業を組替)	440,000	325,992	
	⑳民生部門排出抑制促進事業(特別会計)	0	200,567	
	㉑省エネ製品買換え促進事業(特別会計)	300,567	0	
	㉒低炭素社会づくり推進事業(チャレンジ25国民運動関連事業費)(特別会計) (※22年度から低炭素社会づくり推進事業と地域からはじめる低炭素社会づくり支援事業を組替)	1,102,814	767,791	
	㉓エコポイント等CO ₂ 削減のための環境行動促進モデル事業(特別会計)	360,332	340,331	

	計)			
㉔	太陽光発電等再生可能エネルギー活動推進事業(特別会計)	1,000,000	711,000	
㉕	低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)	900,000	500,000	
㉖	廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計)	2,167,000	1,300,000	
㉗	風力発電施設に係る適正整備推進事業(特別会計)	172,451	0	—
㉘	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(特別会計)	389,184	530,000	
㉙	エコ燃料実用化地域システム実証事業費(特別会計)	1,710,000	2,355,000	
㉚	エコ燃料利用促進補助事業(特別会計)	500,000	450,000	
㉛	高濃度バイオ燃料実証事業費(特別会計)	151,000	151,000	
㉜	地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業(特別会計)	100,430	0	—
㉝	低公害車普及事業(特別会計)	146,985	144,725	
㉞	船舶の省CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)	55,399	30,081	
㉟	地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業(特別会計)	23,011	0	—
㉟	環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(特別会計)	235,500	350,000	
㉟	低炭素地域づくり面的対策推進事業(特別会計)	990,000	670,000	
㉟	EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)	134,900	0	—
㉟	二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(特別会計)	156,272	124,190	
㉟	温暖化防止国民運動推進事業(特別会計)	1,989,497	989,463	
㉟	複数事業者連携等による排出削減対策評価事業(特別会計)	30,000	0	—
㉟	温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(特別会計)	160,000	175,194	
㉟	廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計)	50,000	28,859	
㉟	カーボン・オフセット推進事業(特別会計)	146,164	189,117	
㉟	サプライチェーンにおける排出量算定事業費(特別会計)	—	28,565	
㉟	火力発電所リプレイス促進モデル事業(特別会計)	—	40,000	
㉟	温泉施設における温暖化対策事業(特別会計)	—	50,000	
㉟	風力発電施設に係る希少野生生物共生推進事業(特別会計)	—	20,000	
㉟	国際再生可能エネルギー機関分担金(特別会計)	—	49,235	
＊	オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(再掲2-1)	—	—	—
＊	冷媒フロン類排出抑制推進費(再掲2-1)	—	—	—
＊	フロン代替製品普及推進事業費(再掲2-1)	—	—	—
1-2	①森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	46,267	46,262	
	①京都メカニズム運営等経費	164,561	96,195	
	②温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費	18,452	18,452	
1-3	③京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計、特別会計)	21,661,204	21,412,073	
	④京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(特別会計)	1,284,417	1,511,537	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

- 施政方針演説: 第156回国会(平成15年1月31日)、第159回国会(平成16年1月19日)
 第162回国会(平成17年1月21日)、第164回国会(平成18年1月20日)
 第165回国会(平成18年9月29日)、第166回国会(平成19年1月26日)
 第169回国会(平成20年1月18日)、第170回国会(平成20年9月29日)

第171回国会(平成21年1月28日)、第174回国会(平成22年1月29日)

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)
- 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
- 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)

<当該施策に関係する府省庁>

- 内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・防衛省

<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-①	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-②	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量
	1-1-③	代替フロン等3ガスの排出量
	1-1-④	(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-⑤	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-①	温室効果ガスの吸収量
	1-3-①	クレジット取得量
指標の解説	1-1-①:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-②:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-③:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-④:温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-1-⑤:温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-2-①:森林等による温室効果ガスの吸収量 1-3-①:NEDOが公表している契約量	
評価に用いた資料等	1-1-①～⑤:日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-2-①:日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-3-①:NEDO プレスリリース資料	



指標に影響を及ぼす外部要因	1-1-①:経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等 1-1-②:セメント生産量、家畜飼育頭数等 1-1-③:経済成長率等 1-3-①:国際情勢等
---------------	--

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	2. 地球環境の保全	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 鎌形 浩史		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第二部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (323ページ以降)			
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	2章	地球環境、大気環境、水環境、土壤環境、地盤環境の保全	
施策(節)	1節	1 地球環境の保全		6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策	
	3節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進				
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定） 海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）				

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。					
	金額(単位:千円)	H19 年度当初	H20 年度当初	H21 年度当初	<備考>	
予算動向	一般会計	3,037,473	3,088,708	3,238,371	<備考>	
	特別会計	3,037,473	3,088,708	3,238,371		
	0	0	0	0		
【オゾン層の保護・回復】						
・「オゾン層の保護のためのウーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。						
・「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、冷蔵・冷凍・空調機器の使用時における冷媒フロン類の排出の抑制、ノンフロン化の推進、ハロン等排出抑制対策の検討、途上国におけるフロン等対策等への支援。						
【酸性雨対策・黄砂対策】						
・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。						
・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三カ国による共同研究の実施。						
・酸性雨等の越境大気汚染・黄砂について、長期継続的な国内モニタリングの実施。						
【海洋環境の保全】						
・ロンドン条約・1996 年議定書等海洋環境保全に関する条約と海洋汚染防止法の着実な実施。						
・「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの国際的取組の推進。						
【地球環境分野における国際協力・研究調査等】						
・世界的な森林の保全、砂漠化への対処及び南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。						
・地球環境保全等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域の環境保全に係る支援、国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備。						
・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。						
・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。						
・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。						

③施策の方針に対する総合的な評価

【オゾン層の保護・回復】

○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。

○平成19年10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。

【酸性雨・黄砂対策】

○酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導によりEANETが2001年（平成13年）から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。

○黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実体解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き調査を実施した。

【海洋環境の保全】

○海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底下地層貯留（海底下CCS）に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。

○漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことに関連して、地域グリーンニューディール基金への補助（総額約60億円）等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ごみ問題の解決に向けた国際協力を推進した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

○森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。

○南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境保全に関して、G8、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他の国々の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。

○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

○重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。

○地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進

を図った。また、IPCCへの支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。
○平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始した。



④今後の主な課題

【オゾン層の保護・回復】

- 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の増加に向けた取組強化及び機器使用時排出抑制対策の検討推進。
- 冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策、ノンフロン化等の検討推進。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の検討推進。

【酸性雨・黄砂対策】

- EANETの設立基盤の強化や、モニタリングにとどまらず、東アジア地域の大気環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等EANET活動の発展・拡大に向けた検討。
- 越境大気汚染や酸性沈着による影響の早期把握に向けた調査研究の推進。
- 日中韓三カ国環境大臣メカニズムを活用した黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力体制等の検討。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の見直し。
- 海洋環境モニタリングについて、今後のあり方の見直し。
- 二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。
- 漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けた国内外における取組の推進。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 持続可能な森林経営の推進及び違法伐採対策の検討。
- 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。
- 南極地域の基地が周辺における環境の実態把握、南極環境保護議定書責任附属書(平成17年6月採択)への対応、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討、南極環境保護法に基づく手続きの徹底に関する普及啓発の推進。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要であり、我が国として、東アジア共同体構想の実現も念頭において、引き続き国際的枠組みへの様々な形での関与を通じ、積極的な貢献をしていく必要がある。
- グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、FTA/EPA条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。
- アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

(研究調査)

- 観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。
- より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。



⑤今後の主な取り組み

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制のための要因把握・分析、機器の使用者・保有者の取組等を推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた

- 取組や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。
- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
 - 黄砂対策について、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の検討を進める。
- 陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。
- 二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等について管理手法の高度化に関する検討を進める。
- 漂流・漂着ゴミの問題の解決に向けて、引き続きモデル地域において漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討や状況把握のための調査を行う。
- NOWPAP等の活用により、海洋生態系保全や漂着ごみ問題の解決に向けた国際的取組を推進する。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の環境の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告についての検討を開始し、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

	<p>施するとともに、国際会議等においてフロン回収・破壊に係る制度・取組等の知見の提供・支援を行った。</p> <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none">○主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。
--	---



＜今後の展開＞

- フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに、フロン類の更なる回収促進方策及び機器使用時排出抑制のための要因把握・分析や、機器の使用者・保有者の取組等の検討推進する。
 - ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を実施する。
 - 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。

目標2-2	酸性雨対策・黄砂対策						
	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」等による調査研究の国際的な協調を図るとともに、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングを実施することにより、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染問題に関する取組を推進する。また、北東アジア地域において、国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、国内モニタリングの推進等により、黄砂の被害緩和に向けた国際協力を進める。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節2 酸性雨・黄砂に係る対策						
関係課・室	環境保全対策課、環境協力室、水・大気環境局大気環境課						
指標の名称及び単位	①EANETモニタリング（酸性沈着）地点数 [地点] ②EANET分析精度管理目標達成率 [%] ③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%] ④国内外ライダー設置地点数（環境省設置地点）[地点]						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	46	47	51	50	H24年度	55
	②	90.6	93.0	93.4	93.2	集計中	—
	③	70.0	80.0	90.3	93.5	集計中	—
	④	8(3)	9(4)	16(5)	17(5)	H24年度	17(5)
目標を設定した根拠等	基準年	—	基準年の値	—			
	根拠等	越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂）					
評価・分析	【達成の状況】 ○酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導によりEANETが2001年（平成13年）から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。 ○黄砂については、2008年に日中韓三カ国との共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ						

会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実体解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き、国内5地点において黄砂飛来時に一斉にエアロゾルを捕集し成分分析等を行う調査を実施した。

【必要性】

- 近年の東アジア地域の急速な発展に伴い、酸性雨やオゾンなど我が国に対する越境大気汚染の深刻化が懸念される。越境大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、国際協力の強化が必要である。
- 我が国における黄砂の飛来頻度の増加に伴い、黄砂の影響に対する国民の关心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等北東アジア地域の連携した取り組みが必要である。

【有効性】

- 長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET 参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET 政府間会合において、設立基盤の強化等、EANET の将来発展に向けた議論が進展しているところ。
- 黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組が進んでいる。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【効率性】

- 酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成21年3月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31あった測定所を27に集約するなど、効率的な実施に取り組んでおり、酸性雨等による影響の早期把握に貢献している。
- 黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の5台のライダー装置（地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置）だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外17台のライダー装置によるネットワーク化を実現しており、黄砂飛来情報のリアルタイムでの提供に貢献している。

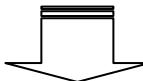


＜今後の展開＞

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。
- EANETについては、平成22年度に開催される政府間会合において、EANETの基盤強化のための文書への署名が予定されており、今後ともEANET活動の将来発展に向けた取組を推進する。
- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、科学的な実態解明を推進するとともに、日中韓の共同研究を推進して北東アジア地域における黄砂モニタリング、早期警報システムの構築、発生源対策等の検討を進める。

目標 2-3	海洋環境の保全 ロンドン条約・1996 年議定書等海洋環境保全に関する各条約及び海洋汚染防止法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組や国内での各種施策の実施により、海洋環境の保全を図り、また漂流漂着ゴミ対策を進める。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節3 海洋環境の保全
関係課・室	環境保全対策課
指標の名称及び単位	①陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万㌧]
指標年度等	H17 年度 H18 度 H19 年度 H20 年度 H21 年度 目標年 目標値
指標 ①	338 320 255 263 集計中 21 250
目標を設定した根拠等	基準年 平成 15 年度 基準年の値 384 根拠等 H19 年 4 月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19 年度の海洋投入処分実績の近似値
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996 年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底下地層貯留（海底下 CCS）に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC 条約及びOPRC-HNS 議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で 9 道県 10 海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成 21 年 7 月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助（総額約 60 億円）等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAP の活用等により、漂着ごみ問題の解決に向けた国際協力を推進した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されていることから、各種条約・議定書や海洋汚染防止法の下で一層の海洋環境保全を図る必要がある。海洋環境モニタリングを行って陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響を把握する必要がある。</p> <p>○平成 19 年 11 月に施行された海洋汚染防止法の海底下 CCS に係る許可制度に関して、海底下 CCS による海洋環境への悪影響を防止するため、適切な制度の実施に係る検討を進める必要がある。</p> <p>○近年、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業への被害等が指摘されていることから、国内での取組及びNOWPAP 等国際的な枠組みを通じて漂流・漂着ゴミ対策を進める必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○ロンドン条約 1996 年議定書の採択に伴い平成 19 年 4 月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施を図ると同時に、我が国の海洋投入処分のあり方の検討を進め、海洋環境の保全を図った。また、海底下 CCS に係る許可制度に関して、適切に制度を実施するため、環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を進めた。</p> <p>○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の状況を把握した。</p> <p>○NOWPAP の活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、NOWPAP 富栄養化状況評価手順書を作成し、各国が本手順書に基づいて各海域における富栄養化状況の診断を始める体制を整えた。</p>

	<p>○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9県10海岸のモデル地域を選定して調査を行い漂着ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業や地域グリーンニューディール基金への補助により、漂流・漂着ゴミの回収・処理を進めた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○平成19年度において、予算の効率的活用を図るため、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7県10海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。</p>
--	--



<今後の展開>	
	○海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な運用を図ると同時に、今後の我が国の海洋投入処分の在り方の検討を進める。
	○バラスト水条約の発効に向けて、国際的な動向等について情報を収集するとともに、関係府省と連携して批准に向けた国内法整備の検討を進める。
	○OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に係る脆弱性沿岸海域図を作成・公表し、また油汚染事故に係る脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行う。
	○陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の実現、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、海底下CCSに対する許可制度に係る環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を行う。
	○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて、地域特性に則した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討、我が国から流出するゴミの状況把握調査を行う。また、地域グリーンニューディール基金を適正に執行する。また、NOWPAP等の活用により漂着ごみ問題の解決や海洋生態系の保全に向けた国際的取組を推進する。

目標 2-4	地球環境分野における国際協力・研究調査等						
	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節4 森林環境の保全と持続可能な経営の推進 2章1節5 砂漠化への対処 2章1節6 南極地域の環境の保護 6章3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6章9節 国際的取組に係る施策						
関係課・室	総務課、環境保全対策課、環境協力室、研究調査室						
指標の名称及び単位							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標 ①							

目標を設定した根拠等	基準年	—	基準年の値	—
	根拠等	—		
	<p>【達成の状況】</p> <p>(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林の保全については企業とNGO／NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。 ○南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。 <p>(国際的な貢献と連携・国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球環境保全に関して、G8、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、日中韓三ヵ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。 ○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。 <p>(研究調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。 ○地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。 ○平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始した。 			
評価・分析	<p>【必要性】</p> <p>(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熱帯林をはじめとして世界の森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化等の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下で森林保全及び砂漠化対処の取組を進める必要がある。 ○南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により南極保護法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。 <p>(国際的な貢献と連携・国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。 ○開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。 ○開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。 <p>(研究調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。 ○多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せていては十分進まない場合が多い。したがって、政 			

策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

【有効性】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議への参加等、積極的に関与することにより、砂漠化対処に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めることができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国的情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献した。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

【効率性】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化への対処については、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
- 南極地域の保護については、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を

	<p>促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。</p> <p>○北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化とともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。</p> <p>○WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。</p> <p>(研究調査)</p> <p>○地球環境問題の調査研究に係る我が国への貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国への支援に対する費用対効果は高い。</p> <p>○地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。</p> <p>○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者をえたアドバイザリーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。</p>
--	---



＜今後の展開＞

(森林・砂漠・南極)

- 持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行うとともに、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行うとともに、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。
- 我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。

(国際的な貢献と連携国際協力)

- 引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三ヵ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- 環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。
- 各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 平成 22 年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を1つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和 60 年 3 月採択、昭和 63 年 9 月発効)
- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和 62 年 9 月採択、平成元年 1 月発効)
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法) (昭和 63 年法律第 53 号)
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法) (平成 13 年法律第 64 号)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)(昭和 54 年法律第 136 号)
- 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78 条約) (昭和 53 年 2 月採択、昭和 58 年発効)
- 1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約) (昭和 47 年 11 月採択、昭和 50 年 8 月発効)
- 1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年議定書(ロンドン条約 96 年議定書)

(平成8年11月、平成18年3月発効)

- 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成2年11月採択、平成7年5月発効)
- 2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS議定書)(平成12年3月採択、平成19年6月発効)
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月採択)
- 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成16年2月採択、未発効)
- 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)
- 生物多様性条約(平成4年5月採択、平成5年12月発効)
- 南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H21 当初	H22 当初	H23 反映
2-1	① オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費	4,386	4,342	
	② フロン等大気中濃度等監視調査費	20,029	20,024	
	③ ハロン管理システム等検討調査費	5,688	5,688	
	④ 途上国におけるフロン等対策支援事業費	46,558	46,517	
	⑤ 冷媒フロン類排出抑制推進費	18,433	17,847	
	⑥ フロン代替製品普及推進事業費	6,511	6,509	
	⑦ 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費	16,021	41,689	
2-2	* 省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(再掲1-1)	-	-	
	① 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	105,346	96,141	
	② 国内酸性雨モニタリング推進費	252,955	252,362	
	③ 黄砂対策推進費	35,630	35,507	
	④ クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費	79,601	78,558	
2-3	* 酸性雨調査研究費(再掲9-4)	-	-	
	① PICES 年次会議開催等経費	2,306	2,156	
	② 海洋基本計画推進経費	93,461	114,013	
	③ 海洋汚染対策規制基準設定等調査費	2,529	2,527	
	④ ロンドン議定書国内対応事業費	18,499	18,092	
	⑤ ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理費	221,633	393,779	
	⑥ バラスト水条約対応基礎調査費	9,683	8,999	
	⑦ 海岸漂着物処理推進経費	-	10,756	
	⑧ 漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	196,000	209,386	
2-4	* 二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(再掲1-1)	-	-	
	① 热帯林等森林保全対策調査経費	22,829	21,667	
	② 砂漠化防止対策調査経費	18,903	18,319	
	③ 南極地域自然環境保全対策費	9,302	9,034	
	④ 南極条約事務局拠出金	1,250	1,271	
	⑤ 南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	25,977	0	
	⑥ 南極環境実態把握モニタリング事業費	-	10,564	
	⑦ 国際会議等派遣等経費	196,344	251,147	
	⑧ 二国間国際会議関係経費	15,791	0	
	⑨ 経済協力開発機構拠出金	37,323	34,974	
	⑩ 国際連合環境計画拠出金	155,541	141,949	
	⑪ 国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	90,938	82,992	
	⑫ 国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	55,676	50,811	
	⑬ 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金	19,062	17,396	
	⑭ 日中環境協力推進費	23,555	21,008	

⑯ 北東アジア環境協力推進費	13,576	14,627
⑰ 日中韓環境協力推進費	44,159	73,913
⑱ クリーンアジア・イニシアティブ推進費	170,552	167,134
⑲ アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFEDII)活動推進費	90,506	71,686
⑳ 島嶼国を始め世界各地域との環境連携強化費	50,724	0
㉑ 我が国のODAにおける環境配慮強化費	18,833	0
㉒ ヨハネスブルグ・サミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費	28,384	0
㉓ 開発途上国草の根環境保全活動普及推進費	8,008	0
㉔ 貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	31,877	31,872
㉕ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金	16,560	15,840
㉖ 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	150,113	165,024
㉗ 地球環境戦略研究機関拠出金	550,000	500,000
㉘ 地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	134,195	203,517
㉙ アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	9,760	0
㉚ 地球環境研究計画策定等経費	3,984	3,226
㉛ 気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	13,295	13,290
㉜ 地球環境保全対策共通経費	96,085	94,457
* 地球環境保全等試験研究費のうち地球環境保全試験研究費 (再掲9-4)	-	-
* 環境研究総合推進費のうち地球環境研究総合推進費 (※22年度から環境研究総合推進費に組替)(再掲9-4)	-	-
* 衛星搭載用観測研究機器製作費(再掲9-4)	-	-
* 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費(再掲9-4)	-	-
* IPCC報告書作成支援調査費(再掲9-4)	-	-

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
○-○-①		
○-○-③		
○-○-①		
○-○-⑥		
・		
・		

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

<当該施策に関係する府省庁>

内閣官房、内閣府、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁

<昨年度評価書からの変更点>

昨年度評価書には、「目標 2-4」の「指標の名称及び単位」欄に「①(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]」を記載していたが、国際南極旅行業者組合が発表している日本人上陸者数が、平成 19 年度以降「その他」に含まれてしまい、明記されていないため、割合を把握する手段が無くなつたため削除した。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	2-1-①	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-②	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量
	2-1-③	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値
	2-1-④	(参考)南極のオゾンホールの面積
	2-2-①	EANETモニタリング地点数
	2-2-②	EANET分析精度管理目標達成率
	2-2-③	国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率
	2-2-④	ライダー設置地点数(環境省設置地点数)
	2-3-①	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
指標の解説	2-1-①	: HCFC 生産量+HCFC 輸入量-HCFC 輸出量。なお、ODPトンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。
	2-1-②	:都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を合計したもの。
	2-1-③	: PRTR 法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。
	2-1-④	:オゾン全量が 220m atm-cm 以下の領域の面積の当該年の最大値。
	2-2-①	:EANET参加国がEANET登録地点としてモニタリングしている地点数
	2-2-②	:EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況
	2-2-③	:酸性雨長期モニタリング計画に基づき、国内で実施しているモニタリング地点のうち、年間測定値が有効(年間 80%以上、適正なデータを取得)な地点の割合
	2-2-④	:北東アジア地域においてネットワーク化されたライダーの設置地点数
評価に用いた資料等	2-1-①	:オゾン層保護法第 3 条第 2 項により公表される消費量
	2-1-②	:フロン回収・破壊法に基づく平成 19 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)
	2-1-③	:平成19年度 PRTR データの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—
	2-1-④	:オゾン層観測報告 2007(気象庁)
	2-2-①	:EANET 年次報告書
	2-2-②	:EANET 分析機関間調査報告書
	2-2-③	:酸性雨対策調査取りまとめ
	2-2-④	:環境省資料



指標に影響を及ぼす外部要因	2-2-③ 落雷や台風等自然災害の被害による測定値取得率への影響
---------------	----------------------------------

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 金丸康夫		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※335ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3章	循環型社会の形成
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月改定)			

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
	予算動向	H19 年度当初	H20 年度当初	H21 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	93,508,208	89,025,624	82,816,041	
	一般会計	93,508,208	89,025,624	82,816,041	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	【国内及び国際的な循環型社会の構築】				
		<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。 3R イニシアティブの推進及び「新・ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じ、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。 			
	【循環資源の適正な 3 R の推進】				
		<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。 			
	【一般廃棄物対策 (排出抑制・リサイクル・適正処理等)】				
		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の 3R 化のための支援ツールの普及等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 			
	【産業廃棄物対策 (排出抑制・リサイクル・適正処理等)】				
		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。 			
	【廃棄物の不法投棄の防止等】				
		<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄や不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の未然防止・拡大防止対策及び残存事業対策。 有害な廃棄物の適正な処理の確保等。 有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。 			
	【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】				
		<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。 			

③施策の方針に対する総合的な評価

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向け成果が得られている。

平成 20 年 3 月に閣議決定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画の第 2 回点検の重点的検討事項として、3 つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPO による取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。

- ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施。
- ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。
- ・企業、国民等の関係主体が 3R に自主的に取り組むことを促す 3R エコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。
- ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。
- ・3R 推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。

○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成 21 年 11 月に東京で開催したアジア 3R 推進フォーラム設立会合において、アジア 15カ国の参加の下、「アジア 3R 推進フォーラムの設立に関する東京 3R 宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける 3R の取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの 3R の推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。

○平成 21 年 6 月に日中環境大臣間で川崎市・瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。

○平成 19 年に設立された UNEP の「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成 20 年度より資金拠出を行うとともに、平成 22 年 3 月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア-UNEP 資源パネルの議論を中心に」を開催し、資源パネルの 5 つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成 21 年 9 月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容などを紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。

○1992 年の地球サミットで採択された「アジェンダ 21」の実施状況を年次計画に基づいて評価している国連持続可能な開発委員会(CSD)は、2010 年から 2011 年の 2 年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSD の事務局である国連経済社会局から、アジア 3R 推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSD での議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18 向けた会期間会合として 2010 年 3 月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は 2010 年 5 月に開催される CSD18 にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【循環資源の適正な 3R の推進】

○容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き 9 割を越え、段ボール製容器で今回 9 割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。

○家電リサイクル法については、平成 21 年度における再商品化率は、エアコンで 88%（法定基準 70%）、ブラウン式テレビで 86%（同 55%）、液晶・プラズマテレビで 74%（同 50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で 75%（同 60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で 85%（同 65%）となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。

○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は 19 件、再生利用事業者の登録件数は 164 件に增加了。

○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率は減少している。

○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。

以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成 19 年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。



【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、また、広域認定制度においては184件が認定を受けた。また、無害化処理認定制度においては、1件が認定を受けている。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進している。また、不法投棄等に起因する支障の除去等を実施する都道府県等に対して廃棄物処理法や産廃特措法に基づいた財政支援等を行うことにより、不法投棄等の残存事案対策を着実に推進している。

○有害な廃棄物の適正な処理の確保等については、PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物や感染性廃棄物の適正処理方策についての検討等を行い、マニュアルや技術的な留意事項等としてとりまとめて関係機関に周知する等の取組を着実に進めている。また、クリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組も着実に進めている。

○有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を着実に推進している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%へと向上しているとともに、平成20年度における浄化槽新設基数は約15万基、浄化槽設置基数は平成16年度から平成20年度の5年間で57万基以上増加し、生活排水対策が着実に進展しているといえる。

○また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施(助成率1/2)するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。

④今後の主な課題

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○国内の循環型社会の構築について、今後の主な課題としては以下のとおり。

- ・循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでのシステムに大きな変化が生じている可能性や温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討が必要。
- ・地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行うことが必要。
- ・環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた循環型社会づくりの戦略的高度化を図ること。また、その前提となる廃棄物の適正処理を進めることが必要。
- ・研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深め、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進めなければならない。

○国際的な循環型社会の構築については、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、「アジア3R推進フォーラム」についてアジアの様々な主体の参加を得つつ展開し、これらをはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、アジア各国における3R政策の戦略的・計画的な実施を支援することが必要。具体的には、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等の推進が必要。また、2011年5月に開催されるCSD19における世界の廃棄物管理の将来の取組についての政策的議論に対して貢献していくことが必要。さらに、これらのプロセスを通じ、我が国循環ビジネスのアジアへの展開を促進することも重要。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、とりわけリデュース、リユースの取組を進める必要がある。各種リサイクル法については、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しを進める。また、使用済小型家電に含まれるレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討

が必要。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物等や微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保、安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保が必要。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の事案については、ピーク時より件数・量ともに減少又は減少傾向にあるものの、年間 300 件程度、20 万トン程度の不法投棄事案が新たに判明している。また、未だ必要な生活環境保全上の支障又はそのおそれの除去等の措置が完了していないものが、平成 20 年度末時点で 2,675 件、約 17 百万トンの不法投棄等の事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去を直ちに又は計画的に実施しなければならないと報告のあったものが数十事案ある。このため、引き続き生活環境保全上の支障又はそのおそれのある事案に係る支障除去等事業を着実に進めるとともに、新たな大規模事案を発生させないため、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を引き続き強化することが必要。

- 有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のため、引き続き製品の製造・使用段階を含めた管理を推進することが必要。また、改正された放射線障害防止法に基づきクリアランスされる廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するためのトレーサビリティの確保を図ることが必要。

- これまでに、ブラウン管テレビの中古判断基準の策定や税関と連携・協力した水際対策等をおこなってきたところであるが、昨今、アジア各国の急速な経済成長に伴う資源需要の増大等を背景に、我が国からの循環資源の輸出が急増している一方、脱法的な廃棄物等の輸出や輸出先での環境上不適正な処理に伴う健康や環境への影響が懸念されていることから、引き続き、アジア地域全体での監視体制を強化しつつ、有害廃棄物等の不法輸出入の防止対策の強化を図ることを進めることが必要。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽の普及率は、平成 16 年度から平成 20 年度までの推移を見ると、8.37%から 8.87%へと向上したにとどまっているが、廃棄物処理基本計画に示されている平成 24 年度に普及率 12.0% の達成は難しい状況にある。

- 単独処理浄化槽は平成 13 年度から新規設置を禁止して以来、設置基数は減少しており、平成 20 年度は年間約 19 万基減少したが、合併処理浄化槽と合わせた全設置基数のうち、未だ約 65% を占めているため、合併処理浄化槽への転換をより一層推進していく必要がある。

- 浄化槽法第 11 条に基づく定期検査（以下「11 条検査」という。）の受検率は、平成 20 年度に 27.2% と平成 19 年度に比べて 1.5 ポイント増加したもの、低い水位で推移しており、今後も法定検査の受検率向上に向けた取組をより一層推進していく必要がある。



⑤今後の主な取り組み

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 国内の循環型社会の構築については、近年の変化に対応できる施策に活かすため、中長期の循環型社会の姿について検討を行う。また、引き続き、地域循環圏の形成の推進のための検討や地域循環圏のための地域計画の策定、各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して実施する地域の取組への支援を行う。

さらに、3R推進全国大会及び地方大会、循環型社会形成推進功労者大臣表彰など、ライフスタイルの変革や発生抑制等のための普及啓発・調査検討に取り組むとともに、地域一体となって経済的手法を活用した3Rを促すため、3Rエコポイント導入のためのガイドラインの作成や循環型社会ビジネス振興の支援を行う。

このほか、研究分野とも連携しながら、物質フロー指標等の課題や方向性について検討するとともに、廃棄物統計の早期化・速報化や精度向上を進める。

- 国際的な循環型社会の構築については、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各國における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19 への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクルについては、容器包装のリユースの促進について、マイボトル・マイカップなどの普及促進に向けた普及啓発活動を行う。また、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月のとりまとめを踏まえ、建設リサイクル法基本方針の見直しを行う。自動車リサイクルについては、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったことから、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を引き続き行い、経済性の検討及びリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用の強化、廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業に対する支援等を実施しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、暴力団排除対策の推進、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB廃棄物処理の推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。

また、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。

○製品の製造・使用段階を含めた有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を展開する。また、放射線障害防止法に基づきクリアランスされた廃棄物等のトレーサビリティを確保するための仕組みを構築する。

○有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化とアジアでの資源の適正な循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○平成22年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽撤去費用への助成要件の年限撤廃や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備を行う際、一定の要件に合致する市町村に対し「低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業」（助成率1/2）として実施するなど、浄化槽整備事業に対する支援の充実を図っていく。

○浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

○市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
機 構 要 求 方 向 性	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

持続可能な開発委員会(CSD)は、2010年から2011年の2年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSDの事務局である国連経済社会局から、アジア3R推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っていいる環境省に対し、CSDでの議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18に向けた会期間会合として2010年3月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は2010年5月に開催されるCSD18にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【必要性】

- 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。
- 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づく「第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)」に従い、各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会の統合的取組のさらなる推進、地域循環圏の形成による地域活性化につなげること等が必要である。
- 世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【有効性】

- 平成19年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約37%及び約3.5ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約53%減少しており、平成27年度目標に向けて着実に進捗しており、循環型社会の構築が進展している。
- 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は閣議報告し、さらに年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。
- アジア各国における経済発展に伴う廃棄物の増加・質の多様化に対応するため、「アジア3R推進フォーラム」の下で廃棄物管理に関する我が国の知見・経験を活用した3R推進のための国別戦略の策定支援(タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国においても、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。また、二国間協力の推進による具体的な3R活動の実践の推進、国連への協力による世界的な議論への貢献により、幅広い範囲を対象にした3Rの推進に効果的であった。

【効率性】

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。
- 国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所における説明会により施策の状況を国民に紹介している。
- アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の地方自治体、NGO等の民間団体、関連学界等とも連携・協力し、その知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。また、アジア3R推進フォーラム設立会合や国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合を開催し、アジアや世界全体の廃棄物管理・3Rに関する様々な関係者を集め、幅広い課題の集約と今後の取組についての意見をまとめることができ、またそれを地域レベル及び世界レベルに共有することができ、国際的な3R推進の議論が効率的に進展した。



＜今後の展開＞

○平成22年3月に閣議報告された第2次循環基本計画の進捗状況の第2回点検結果に基づき、循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでのシステムに大きな変化が生じている可能性や温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討を進める。

地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行う。

環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた循環型社会づくりの戦略的高度化を図る。

研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深める。また、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進める。

○アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

循環資源の適正な3Rの推進																																																	
目標 4-2	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。																																																
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3章1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について																																																
関係課・室	リサイクル推進室																																																
指標の名称 及び単位	<p>①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千㌧]</p> <table> <tbody> <tr><td>ア. 無色のガラス製容器</td><td>カ. プラスチック製容器包装</td></tr> <tr><td>イ. 茶色のガラス製容器</td><td>キ. スチール製容器</td></tr> <tr><td>ウ. その他の色のガラス製容器</td><td>ク. アルミ製容器</td></tr> <tr><td>エ. 紙製容器包装</td><td>ケ. 段ボール製容器</td></tr> <tr><td>オ. ペットボトル</td><td>コ. 飲料用紙製容器</td></tr> </tbody> </table> <p>②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 [%]</p> <table> <tbody> <tr><td>ア. 家庭用エアコン</td><td>イ. テレビ</td><td>ウ. 冷蔵庫・冷凍庫</td><td>エ. 洗濯機・衣類乾燥機</td></tr> </tbody> </table> <p>③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%]</p> <table> <tbody> <tr><td>食品産業全体</td><td>ア. 食品製造業</td><td>イ. 食品卸売業</td><td>ウ. 食品小売業</td></tr> <tr><td>エ. 外食産業</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 [%]</p> <table> <tbody> <tr><td>ア. コンクリート塊</td><td>イ. アスファルト・コンクリート塊</td><td>ウ. 建設発生木材</td></tr> </tbody> </table> <p>⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]</p> <table> <tbody> <tr><td>ア. デスクトップパソコン</td><td>イ. ノートブックパソコン</td><td>ウ. ブラウン管式表示装置</td></tr> <tr><td>エ. 液晶式表示装置</td><td>オ. ニカド電池</td><td>カ. ニッケル水素電池</td><td>キ. リチウムイオン電池</td></tr> <tr><td>ク. 小形制御弁式鉛蓄電池</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>⑥自動車リサイクル法における自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率 [%]</p> <table> <tbody> <tr><td>ア. 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）</td><td>イ. ガス発生器（エアバッグ類）</td></tr> </tbody> </table> <p>⑦(間接) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合）[市町村数(%)]</p> <table> <tbody> <tr><td>ア. 無色のガラス製容器</td><td>カ. プラスチック製容器包装</td></tr> <tr><td>イ. 茶色のガラス製容器</td><td>キ. スチール製容器</td></tr> <tr><td>ウ. その他の色のガラス製容器</td><td>ク. アルミ製容器</td></tr> <tr><td>エ. 紙製容器包装</td><td>ケ. 段ボール製容器</td></tr> <tr><td>オ. ペットボトル</td><td>コ. 飲料用紙製容器</td></tr> </tbody> </table>	ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装	イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器	ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器	エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器	オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器	ア. 家庭用エアコン	イ. テレビ	ウ. 冷蔵庫・冷凍庫	エ. 洗濯機・衣類乾燥機	食品産業全体	ア. 食品製造業	イ. 食品卸売業	ウ. 食品小売業	エ. 外食産業				ア. コンクリート塊	イ. アスファルト・コンクリート塊	ウ. 建設発生木材	ア. デスクトップパソコン	イ. ノートブックパソコン	ウ. ブラウン管式表示装置	エ. 液晶式表示装置	オ. ニカド電池	カ. ニッケル水素電池	キ. リチウムイオン電池	ク. 小形制御弁式鉛蓄電池				ア. 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）	イ. ガス発生器（エアバッグ類）	ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装	イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器	ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器	エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器	オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器
ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装																																																
イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器																																																
ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器																																																
エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器																																																
オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器																																																
ア. 家庭用エアコン	イ. テレビ	ウ. 冷蔵庫・冷凍庫	エ. 洗濯機・衣類乾燥機																																														
食品産業全体	ア. 食品製造業	イ. 食品卸売業	ウ. 食品小売業																																														
エ. 外食産業																																																	
ア. コンクリート塊	イ. アスファルト・コンクリート塊	ウ. 建設発生木材																																															
ア. デスクトップパソコン	イ. ノートブックパソコン	ウ. ブラウン管式表示装置																																															
エ. 液晶式表示装置	オ. ニカド電池	カ. ニッケル水素電池	キ. リチウムイオン電池																																														
ク. 小形制御弁式鉛蓄電池																																																	
ア. 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）	イ. ガス発生器（エアバッグ類）																																																
ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装																																																
イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器																																																
ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器																																																
エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器																																																
オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器																																																
指標年度等	H17 年度	H18 度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値																																										
指標	① ア	342	339	332	327	調査中	H24 年度 (計画値) 356																																										

イ	293	292	291	287	調査中		307 (計画値)
ウ	174	181	186	181	調査中		184 (計画値)
エ	71	82	83	84	調査中		171 (計画値)
オ	252	268	283	284	調査中		340 (計画値)
カ	559	609	644	672	調査中		1,004 (計画値)
キ	330	305	275	249	調査中		307 (計画値)
ク	140	134	126	124	調査中		152 (計画値)
ケ	555	584	583	554	調査中		781 (計画値)
コ	16	16	17	15	調査中		28 (計画値)
② ア	84	86	87	89	調査中	各年度	60(～H20 年度) 70(H21 年度～)
イ	77	77	86	89	調査中		55(プラス管) 50(液晶・プラス マ)
ウ	66	71	73	74	調査中		50(～H20 年度) 60(H21 年度～)
エ	75	79	82	84	調査中		50(～H20 年度) 65(H21 年度～)
③	52	53	54	調査中	調査中		—
ア	81	81	81	調査中	調査中	H24 年度	85
イ	61	62	62	調査中	調査中		70
ウ	31	35	35	調査中	調査中		45
エ	21	22	22	調査中	調査中		40
④ ア	98	-	-	97	-		95
イ	99	-	-	98	-	H22 年度	95
ウ	91	-	-	89	-		95
⑤ ア	75.2	76.0	75.1	77.3	調査中		50
イ	53.2	54.7	53.7	54.1	調査中		20
ウ	76.9	75.8	78.1	75.4	調査中	各年度	55
エ	66.3	68.9	70.7	70.8	調査中		55
オ	73.2	73.3	73.5	73.3	調査中		60
カ	76.5	76.6	76.6	76.6	調査中	各年度	55
キ	63.0	62.2	64.1	63.3	調査中		30
ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
⑥ ア	48.0～70.0	63.7～75.0	64.2～78.0	72.4～80.5	調査中		30
イ	93.0～94.7	93.5～95.1	92.0～94.7	94.1～94.9	調査中		85
⑦ ア	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	1,736 (95.6%)	1,723 (95.7%)	調査中	H24 年度	1,784 (97.9%) (計画値)
イ	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741 (95.9%)	1,724 (95.8%)	調査中		1,786 (98.0 %) (計画値)
ウ	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	1,731 (95.3%)	1,716 (95.3%)	調査中		1,794 (98.2 %) (計画値)
エ	551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)	644 (35.8%)	調査中		974 (53.3 %) (計画値)

- ・ 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るために、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
- ・ 食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対しての普及啓発等を行う必要がある。
- ・ 國際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【有効性】

- 容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約 125 万トン（平成 9 年度）から約 278 万トン（平成 20 年度）に増加している。また、個々の特定事業者においても、容器包装の軽量化・薄肉化等による使用量の削減や、詰め替え型容器の開発、リターナブルシステムの調査・研究を行うなど、容器包装の削減に向けた取組が進展している。さらに、3R 推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。
- 家電リサイクル法について、平成 21 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 18,786 千台（前年度比約 45.8% 増）であり、全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。
- 食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国 8 箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。
- 建設リサイクル法について、平成 20 年 12 月にまとめられたとりまとめに基づき、分別解体省令及び建設リサイクル法施行規則の改正を行い、届出様式の見直し及び木材の分別解体に係る施工順序を詳細化した。それにより、建設発生木材のより一層の再資源化等が図られる。
- 自動車リサイクル法について、自動車製造事業者等による処理体制の整備促進や処理の効率化により自動車破碎残さ（シュレッダーアスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成 20 年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。
- 資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成 20 年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。
- レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成 20 年 12 月より会合を計 5 回開催したほか、全国 7 地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、使用済小型家電の効率的な回収方法、レアメタルの回収技術、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性、についてデータを収集し分析を行った。

【効率性】

- 環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。
- 施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。
- 地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、530 件の立入検査を行い、うち 1 件について勧告を行った（平成 21 年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成 21 年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は 282 件であった。



＜今後の展開＞

- 循環資源の 3R については、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。
 - ・ 容器包装リサイクルについては、容器包装廃棄物のリデュース、リユースに重点を置いた普及啓発活動を展開するとともに、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。
 - ・ 家電リサイクルについては、平成 21 年 4 月より追加された対象機器を含め、適切なリサイクルが行われるよう法制度を円滑かつ着実に実施する。
 - ・ 食品リサイクルについては、平成 21 年度に提出のあった多量発生事業者からの定期の報告を分析し、発生抑制の数値目標を規定する基準となる原単位データの検討を引き続き行う。また、食品リサイクル法に関する地方自治体向け説明会などを実施し、食品リサイクルを着実に進める。

- ・建設リサイクルについては、平成 20 年 12 月にまとめられた、とりまとめを基に、建設リサイクル法基本方針の改正を行う予定。
 - ・自動車リサイクルについては、法の施行状況について検討を行うとともに、平成 22 年 1 月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったところ。今後、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。
 - ・資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円滑な運用に努める。
 - ・レアメタルのリサイクルについては、使用済小型家電の回収モデル事業を引き続き実施し、効率的な回収方法のあり方を検討するなど、リサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

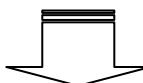
- 環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。
- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
 - 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
 - また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めている。
 - 平成20年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、6.3%増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【有効性】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向（平成20年度は前年度に比べ、それぞれ271万トン、56g／日減少）にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移（平成20年度は前年度と同値）している。廃棄物系バイオマスについては、平成21年度もモデル事業を実施するなど、利活用に向けた検討を行っている。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成20年度は前年度に比べ、82万トン減少）しており、残余容量は17万m³減少とその減少幅は縮小傾向にある（平成19年度は834万m³減少）。しかしながら、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は引き続き一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により20年(20年4月1日から21年3月31日まで)も19年に比べ排出量を10g-TEQ削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向で、平成19年度は前年度に比べ、約1%の増加にとどまっている。このため、平成21年度から循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設の整備に係る交付率を1/2とする新たなメニューを追加した。また、温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標（2,500MW）を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成21年度には、新たに42の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

【効率性】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。



＜今後の展開＞

- 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、高効率ごみ発電等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備、施設内の省エネルギー化を進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。
- 廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法の導入、交付金等による廃棄物処理施設における基幹的設備の改良支援をすることにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- 一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。
- 各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマス利活用の推進により、一般廃棄物の更なるリサイクル率の向上を図る。

	<p>○PCB 廃棄物の処理については、全国5箇所における拠点的広域処理施設の整備を行い、処理を実施しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向か、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量(高圧トランス等)は平成 19 年度が 10,466 台、平成 20 年度が 15,319 台である。また、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、無害化処理認定の対象に追加(平成 21 年 11 月)するなど、処理体制の整備等を進めている。</p> <p>○石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。平成 21 年度末時点で、1 件が認定を受けている。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。</p> <p>○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。</p> <p>○第 174 回国会に、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化、廃棄物の不法投棄等に関する罰則の強化などを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。</p>
【効率性】	
<p>○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。</p> <p>○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。</p>	



<今後の展開>	
○今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、暴力団排除対策も含めた処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。	
○P C B 廃棄物についても、処理体制の構築とともに確実かつ適正な処理の推進を行う。	
○平成 18 年度の廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。	
○安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、最終処分場の基準の改正を検討する。	

目標 4-5	廃棄物の不法投棄の防止等							
	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3 章 1 節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3 章 3 節 国際的な循環型社会の構築							
関係課・室	適正処理・不法投棄対策室							
指標の名称及び単位	①産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ②産業廃棄物の不法投棄量 [万t] ③5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ④(参考) バーゼル法輸出承認件数 [件] ⑤(参考) バーゼル法輸入承認件数 [件] ⑥(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数 [件] ⑦(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数 [件]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	558	554	382	308	平成 22 年末 公表予定	H22 年度	H11 年度に対し 概ね半減
	②	17.2	13.1	10.2	20.3	平成 22 年末 公表予定		
	③	7	4	2	4	平成 22 年末 公表予定	H21 年度	0
	④	15	16	55	46	71	—	—

目標を設定した根拠等	⑤	29	28	35	36	40	—	—
	⑥	30	23	36	33	27	—	—
	⑦	5	4	6	9	18	—	—
基準年	①～③平成 11 年度	基準年の値	① 1,049	②43.3				
根拠等	①～③不法投棄撲滅アクションプラン							
【達成の状況】	○不法投棄等対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進することにより、不法投棄の件数は減少、量はおおむね減少しており、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成等に向けて着実に進展している。	○PFOsを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行うとともに、PFOsを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行った。	さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組についての検討を進めた。	○有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を推進している。	また、バーゼル法および廃棄物処理法の規制対象物の範囲の明確化のため、中古品であるかどうかを判断する目安となる指針として、6月に使用済みプラウン管テレビの中古判断基準を作成し、同年9月より運用している。さらに、有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のため、前年度に引き続き、10月に「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において、税関における開被検査への立会強化等を行った。			
【必要性】	○不法投棄等は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、不法投棄の新規判明事案の件数では減少し、量も減少傾向はあるが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。	○有害な廃棄物の適正処理の確保等に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。	○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。					
評価・分析	【有効性】	○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定した。また、不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している(平成21年度のウィーク期間中に国と都道府県等が連携して実施した事業は83事業)。	さらに、累次にわたる廃掃法の改正による排出事業者責任の強化等の規制強化も行っており、その結果、平成20年度の不法投棄の新規判明事案の件数は308件、量は20.3万トンであり、不法投棄件数及び投機量とも目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成した。	このほか不法投棄ホットラインを設けて不法投棄等に関する国民からの情報を受け付けており、平成21年度末時点までの通報受付件数は約1,100件であった(うち対応が必要な約550件は都道府県等に連絡し、現地確認等の対応を依頼した)。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。	なお、都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成21年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ75件の事案に対する代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成21年度末までに12事案について都道府県等が定めた特定支障除去等事業に関する実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施し、支障の除去等に向けて着実に効果をあげている。			

○PFOsを含む残留性有機汚染物質（POPs）を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、PFOsを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行うとともに、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行い、有害な廃棄物の適正処理を確保するための対策を進めた。

さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組について検討を進め、文部科学省を中心に検討されている施策に対する環境省としての対応方策の方向が明確となった。

○有害廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施（全国11カ所開催）、事前相談の実施（約1,800件）、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。

中古品と称して廃棄物が輸出されて不適正に処理されることのないよう、6月に使用済みプラウン管テレビの輸出時における中古判断基準を策定して、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の範囲を明確化し、同年9月より輸出審査における適用を開始した。

アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショッピングを開催（第6回）及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物等の不法輸出入を抑制した。

【効率性】

○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば直接処理費用として約280億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。

○石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、適正処理に関する技術的知見が必ずしも十分でないままに次々と新たな化学物質が製造・使用されている。そのため、予防的な見地から、規制対象となる化学物質について、製品の製造、使用段階を含めたライフサイクル全体での有害な廃棄物の発生抑制及び適正処理を可能とするシステムを確立し、それに基づく取組を実施していくことが効率的である。

○有害廃棄物等の不法輸出入は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的である。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。



＜今後の展開＞

○不法投棄等の対策については、未然防止・拡大防止を図るために、引き続き各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携を一層強化するとともに、衛星画像を活用した取組等監視体制の強化を図るための取組を進める。また、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけ、計画的に支障除去等事業を展開していく。

○製品の製造・使用段階を含めた有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を展開することにより、環境中の有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、安心・安全な社会づくりを図る。また、クリアランス廃棄物等のトレーサビリティを確保するための仕組みを構築するとともに、地方環境事務所による排出事業者への立入検査等を実施する。

○引き続き、税関等の関係省庁と連携した国内における監視体制の強化、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の明確化、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、環境保全上望ましい形での国際的な循環型社会の構築を図る。

目標4-6	浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。
環境・循環型 社会・生物多 様性白書に おける位置 づけ	2章 地球環境、大気環境、水環境、土壤環境、地盤環境の保全
	3節 水環境の保全対策

関係課・室	浄化槽推進室									
指標の名称 及び単位	① 浄化槽処理人口普及率 [%] ② (間接) 合併処理浄化槽設置基数 [基] ③ (参考) 11条検査受検率 (単独処理浄化槽を含む) [%]									
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値			
指標	①	8.37	8.60	8.77	8.82	H24 年度	12.0			
	②	2,327,964	2,498,735	2,658,982	2,776,222	2,902,844				
	③	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2				
目標を設定 した根拠等	基準年	H19 年度		基準年の値	8.82					
	根拠等	① 廃棄物処理施設整備計画 [平成 20 年 3 月 25 日 閣議決定]								
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○浄化槽処理人口普及率については、平成 24 年度に 12% という目標（廃棄物処理施設整備計画）の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去 5 年間の推移を見ると、8.37% から 8.87% に増加し、浄化槽設置基数も 57 万基以上設置されており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。</p> <p>○また、平成 21 年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施（助成率 1/2）するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。</p> <p>【必要性】</p> <p>○人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう汚水処理関係 3 省（環境省、農林水産省、国土交通省）合同通知を発出している。特に浄化槽は人口散在地において効率的な整備が可能であり、より少ない費用で整備することができるため、財政面からも活用が望まれるところ。なお、昨年度実施された事業仕分けの際、評価者からの浄化槽の有用性について一定の評価を受けたところ。</p> <p>○浄化槽ビジョン（平成 19 年 1 月 15 日）や廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面向的整備の必要性が示されている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移に伴い、人口散在地域等において生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。</p> <p>○平成 20 年度末の浄化槽の普及率（浄化槽普及人口の総人口に対する割合）は 8.87% と前年度から上昇しており、浄化槽の整備が着実に進歩している。</p> <p>【効率性】</p> <p>○浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。</p> <p>○これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多い。</p> <p>○浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。</p> <p>○浄化槽市町村整備推進事業（PFI 事業）においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。</p>									



＜今後の展開＞

- 地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、浄化槽整備事業の一層の推進を図る。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、国の助成率を引き上げるなど支援の充実を図る。
- 浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極的活用、法定検査の受検率の向上に向けた取り組み事例の周知等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や検査の受検率の向上を推進する。
- 地方公共団体及び浄化槽関係事業者等と連携し、地域の実情に応じた浄化槽の整備推進、及び適切な維持管理体制の充実を図る。
- 市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- 循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和 45 年法律第 137 号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成 7 年法律第 112 号）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成 10 年法律第 97 号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（平成 12 年法律第 116 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（平成 14 年法律第 87 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成 3 年法律第 48 号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）（平成 13 年法律第 65 号）
- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）（平成 15 年法律第 98 号）
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）（平成 4 年法律第 108 号）
- 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

<税制>

- 再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H21 当初	H22 当初	H23 反映
4-1	①循環型社会形成年次報告策定事務費	13,970	13,970	
	②循環型社会推進等経費	199,826	171,555	
	③循環型社会形成推進事業費	17,893	17,882	
	④アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	153,216	152,280	
	⑤国連廃棄物リサイクル会議開催経費	-	39,721	
	⑥UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援	17,510	15,980	
	⑦アジア諸国における3Rの戦略的実施支援	27,810	25,380	
	⑧循環型社会推進事業費（地方環境対策分）	29,428	29,428	
4-2	①廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業	38,088	66,994	
	②容器包装リサイクル推進事業費	122,831	72,687	
	③使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	100,000	99,981	
	④使用済製品等の総合的なリユース促進事業費	5,320	52,618	
	⑤家電リサイクル推進事業費	34,856	30,641	
	⑥資源の有効利用促進に係る適正化事業費	24,209	13,123	
	⑦食品リサイクル推進事業費	23,437	16,893	
	⑧建設リサイクル推進事業費	30,390	13,991	
	⑨自動車リサイクル推進事業費	-	9,997	
	⑩循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業費	19,026	1,399	
	⑪個別リサイクル法に基づく立入検査等経費	464	464	
4-3	①一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査（公共）	4,200	4,200	
	②一般廃棄物処理事業等調査（公共）	5,000	5,000	
	③一般廃棄物に係る新基準策定調査（公共）	2,300	2,300	
	④適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査（公共）	1,800	1,800	
	⑤廃棄物処理施設の効率的な整備推進に関する調査（公共）	13,200	0	
	⑥一般廃棄物処理施設におけるストックマネジメント導入手法調査（公共）	16,000	12,900	
	⑦有機物直接埋立からのメタン回収及び発電施設の適用調査事業（公共）	-	13,200	
	⑧廃棄物処理施設等標準発注仕様書作成調査（公共）	4,000	4,000	
	⑨廃棄物循環型処理施設（公共）	10,653,000	4,300,368	
	⑩首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額（公共）	21,000	0	

	⑪循環型社会形成推進交付金(公共)	38,928,000	35,125,000	
	⑫特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	7,632	7,611	
	⑬廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費	5,903	5,903	
	⑭災害等廃棄物処理事業費補助金	200,000	200,000	
	⑮市町村の3R化改革加速化支援事業	18,720	-	
	⑯廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	333,533	104,962	
	⑰廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	9,997	9,994	
	⑱ダイオキシン削減対策総合推進費	11,985	11,605	
	⑲廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計 再掲:1-1)	2,167,000	1,300,000	
	⑳廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計 再掲:1-1)	50,000	28,895	
	㉑廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	8,202	8,201	
	㉒広域震災廃棄物対策調査	8,336	-	
	㉓海中ごみ等の陸上における処理システムの検討	-	17,633	
	㉔し尿・浄化槽汚泥からのリソース回収・利活用推進事業	-	49,994	
	*循環型社会形成推進科学研究費補助金	-	-	
4-4	①産業廃棄物情報管理システム構築事業費	15,941	40,000	
	②廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査	44,447	42,349	
	③産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費	4,714	4,714	
	④産業廃棄物行政人材育成費	8,232	-	
	⑤産業廃棄物排出・処理状況調査	16,278	13,512	
	⑥産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5,328	5,352	
	⑦産業廃棄物処理業優良化推進事業費	33,417	33,267	
	⑧ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	159,040	153,598	
	⑨産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(公共)	1,930,000	1,100,000	
	⑩廃棄物処理センター整備基本計画調査(公共)	14,000	13,100	
	⑪広域廃棄物埋立処分場の内廃棄物処理センター	22,000	22,000	
	⑫PCB廃棄物データベースの構築・運営	5,217	5,217	
	⑬低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業	22,903	52,308	
	⑭処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業	-	49,834	
	⑮PCB廃棄物対策推進費補助金	2,000,000	2,000,000	
	⑯PCB処理施設整備事業(公共)	6,300,000	6,400,000	
	⑰石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	11,887	11,873	
	⑲産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費	5,594	-	
	⑳安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	6,894	26,313	
	㉑廃棄物処理に係る認定審査体制強化モデル事業(地方環境対策)	6,427	6,427	
	㉒移動式廃棄物処理施設に係る基準設定調査	-	20,686	
4-5	①不法投棄等早期対応システム利用費	10,668	10,668	
	②産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	10,421	10,301	
	③不法投棄事案等対応支援事業	28,667	27,331	
	④衛星画像を使った不法投棄等の未然防止等対策	15,631	100,000	
	⑤不法投棄等の残存事案等対策費	-	15,849	
	⑥産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670,000	3,670,000	
	⑦特別管理廃棄物処理基準設定費	12,499	11,424	
	⑧クリアランス廃棄物管理システム整備費	8,660	17,770	
	⑨クリアランス廃棄物対策強化費(地方環境対策)	113	113	
	⑩バーゼル条約対策費	17,850	17,303	
	⑪アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	43,417	42,632	
	⑫バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討	13,355	13,351	
	⑬アジア資源循環推進ネットワーク形成事業(地方環境対策)	2,813	2,813	
	⑭コンピューター機器廃棄物適正管理事業拠出金	37,389	34,122	
	⑮国際的環境問題対策費(地方環境対策)	3,243	3,243	
4-6	①浄化槽対策推進費(浄化槽指導普及事業費)	28,716	53,034	
	②汚水処理施設の効率的整備促進に関する調査(公共)	13,000	11,900	
	③小規模事業場への浄化槽技術適用調査(公共)	4,200	4,200	
	④循環型社会形成推進交付金(公共)	14,344,000	11,688,000	
	⑤浄化槽管理士国家試験費	3,566	3,524	
	⑥浄化槽整備推進費	51,972	52,062	
	⑦し尿処理システム国際普及推進事業費	21,063	19,941	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
4-2-③	平成 20 年度からの 3 箇年の予定での事業実施であるため。	平成 22 年度、これまでの事業の結果を踏まえ、使用済小型家電からのアーメタルリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。
4-4-④	事業内容の見直しによる。	他の事業との統合による効率的運用を図る。
4-4-⑯	事業内容の見直しによる。	他の事業との統合による効率的運用を図る。
4-5-⑤	モデル事業が完了するため。	今後は都道府県等が独自に事業を実施していく。国は、必要があれば、適宜助言等を行っていく。

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>
<当該施策に関する府省庁>
<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	4-1-①	資源生産性
	4-1-②	循環利用率
	4-1-③	最終処分量
	4-2-①	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
	4-2-②	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
	4-2-③	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
	4-2-④	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率
	4-2-⑤	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
	4-2-⑥	自動車リサイクル法における自動車破碎残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率
	4-2-⑦	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
	4-3-①	一般廃棄物の排出量
	4-3-②	一般廃棄物のリサイクル率
	4-3-③	一般廃棄物の最終処分量
	4-3-④	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-3-⑤	(参考)ごみ発電の総発電能力
	4-3-⑥	(参考)ごみ発電の総発電量
	4-4-①	産業廃棄物の排出量
	4-4-②	産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率
	4-4-③	産業廃棄物の最終処分量
	4-4-④	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-4-⑤	高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量
指標の解説	4-5-①	産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-②	産業廃棄物の不法投棄量
	4-5-③	5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-④	(参考) バーゼル法輸出承認件数
	4-5-⑤	(参考) バーゼル法輸入承認件数
	4-5-⑥	(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数
	4-5-⑦	(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数
指標の解説	4-6-①	浄化槽処理人口普及率
	4-6-②	(間接)合併処理浄化槽設置基數
	4-6-③	(参考)11 条検査受検率(単独処理浄化槽を含む)

4-1-①:GDP／天然資源投入量
4-1-②:循環利用量／(循環利用量+天然資源投入量)

	<p>4-1-③:廃棄物最終処分量</p> <p>4-2-①:容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況</p> <p>4-2-②:家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況</p> <p>4-2-③:食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況</p> <p>4-2-④:建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況</p> <p>4-2-⑤:資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再資源化した状況</p> <p>4-2-⑥:自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破碎残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した状況</p> <p>4-2-⑦:容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況</p> <p>4-3-①:一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。</p> <p>4-3-②:一般廃棄物のリサイクル率(%)は、〔直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量〕÷〔ごみの総処理量+集団回収量〕×100で表される。</p> <p>4-3-③:一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。</p> <p>4-3-④:一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ1tあたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した値である。</p> <p>4-3-⑤:ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・一部事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。</p> <p>4-3-⑥:ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った発電量総和であり、対象施設は、市町村・一部事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。</p> <p>4-4-①:事業者からの産業廃棄物の排出量</p> <p>4-4-②:産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合</p> <p>4-4-③:産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合</p> <p>4-4-④:産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量</p> <p>4-4-⑤:事業者が保管している高圧タンク等の保管量</p> <p>4-5-①:産業廃棄物に係る廃棄物処理法第16条違反の不法投棄事案の新規判明件数</p> <p>4-5-②:産業廃棄物に係る廃棄物処理法第16条違反の不法投棄事案の新規判明量</p> <p>4-5-③:4-5-①のうち、1件あたりの不法投棄量が5,000トンを超えるもの</p> <p>4-5-④:バーゼル法の規制対象物の輸出に対する承認件数</p> <p>4-5-⑤:バーゼル法の規制対象物の輸入に対する承認件数</p> <p>4-5-⑥:廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する確認件数</p> <p>4-5-⑦:廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許可件数</p> <p>4-6-①:浄化槽普及人口の総人口に対する割合</p> <p>4-6-②:現在設置されている合併処理浄化槽数</p> <p>4-6-③:浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検者の割合</p>
評価に用いた資料等	<p>4-2-①、⑦:平成20年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について</p> <p>4-2-②:平成20年度における家電リサイクル実績について(平成21年6月2日報道発表資料)</p> <p>4-2-③:平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省ホームページ掲載資料)</p> <p>4-2-④:平成20年度建設副産物実態調査結果について(平成22年3月3日国土交通省報道発表)</p> <p>4-2-⑤:平成20年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ掲載資料)</p> <p>4-2-⑥:産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料</p> <p>4-3-①～③、⑤、⑥:日本の廃棄物処理 平成19年度版</p> <p>4-3-④:廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について(平成21年11月30日報道発表資料)</p> <p>4-4-①～③:産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成19年度実績)について</p> <p>4-4-④:廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等(平成20年度実績)について</p> <p>4-4-⑤:PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について</p> <p>4-5-⑤:産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成20年度)について</p> <p>4-6-①～③:浄化槽行政組織等調査</p>
指標に影響を及ぼす外部要因	<p>4-1-①～③:循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)</p> <p>4-2-①、⑦:市町村合併</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>4-1-①～③:循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)</p> <p>4-2-①、⑦:市町村合併</p>
---------------	--

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※343 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	化学物質の環境リスクの評価・管理
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
	H19 年度当初	H20 年度当初	H21 年度当初	<備考>	
予算動向	金額(単位:千円)	2,490,165	2,517,602	3,379,246	
	一般会計	2,490,165	2,517,602	3,379,246	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 ・PRTR(化学物質排出移動量届出制度)データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 ・茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明及び高濃度汚染対策の実施。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、医療費等の支給による治療の促進及び有機ヒ素化合物による人への健康影響に関する調査研究の推進。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

【環境リスクの評価】
○平成 21 年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。
○平成 21 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、23 物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめ、公表した。
○製品中の有害化学物質モニタリングについては、1 物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約 100 検体について分析を行った。

○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成 22 年度より開始される本格実施に向け、平成 21 年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。

【環境リスクの管理】

○WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020 年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第 171 回通常国会で成立し、平成 21 年 5 月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。

○化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して 150 物質について既存点検を行った。Japan チャレンジプログラムについては、平成 22 年 3 月末時点での登録された物質数は 101 物質(そのうち 5 物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約 8 割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は 55 物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は 26 物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成 20 年 5 月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)第 4 回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)等 12 物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)については、平成 22 年 2 月に PRTR データの第 8 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成 20 年 11 月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとの PRTR データの公表を受け、PRTR データの利用促進方策について検討を行った。

○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量 4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。

【リスクコミュニケーションの推進】

○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進めている。

【国際協調による取組】

○UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。

○UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。

○POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成 21 年 5 月に開催された条約締約国会議に条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結果を提出した。

○第 3 回目中韓化学物質政策ダイアローグ及び第 3 回目中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。

【国内における毒ガス弾等対策】

○茨城県神栖市の事案について、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施し、21 年 4 月から平成 22 年 2 月までに総ヒ素量として 107.18kg を地下水から回収し、その結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められた。

○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究が進められた。

○民有地から旧軍毒ガス弾の可能性がある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、掘削確認調査を実施し、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm 迫撃砲弾 171 発、通常弾 46 発を安全に回収し、被害等の未然防止が図られた。また、愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性がある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管し、被害の未然防止が図られた。

○千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性がある筒状の物体 61 個が発見され、これを回収し、環境汚染の未然防止が図られた。



④今後の主な課題

【環境リスクの評価】

- 一般環境中の化学物質の実態調査の推進・強化及びナノ材料の人や生物へのリスクの把握が引き続き課題。
- 環境リスク初期評価については、適切なばく露データ及び毒性データの集積、リスク評価手法の改善、より様々な分野におけるリスク評価結果の活用をさらに進めていくことが課題。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施することが課題。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。

【環境リスクの管理】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、平成21年5月に成立した改正化審法に基づき、既存化学物質等のスクリーニング・評価と、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進することが課題。
- Japan チャレンジプログラムについては、安全性情報収集計画書・報告書の提出を加速化するとともに、収集された安全性情報に基づき、平成24年度までに国が評価を着実に進めることが課題。また、J-CHECKについては、引き続き掲載内容の充実を図ることが課題。
- PRTRデータの多面的な利用を図ることが課題。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化学物質環境実態調査の調査対象物質の選定方法を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していくことが課題。
- POPs条約の対象物質に追加されたPFOS又はその塩について、厳格な管理の下で限定的な用途のみに使用するようになることが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

- リスクコミュニケーションを必要としている主体、必要とされる場面等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策の見直しが必要。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進する際の支援が課題。
- ファシリテーターの人材の確保に向けた取組が必要。

【国際協調による取組】

- SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。
- 国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた国際的議論の主導及び対応が課題。
- 関係各主体と連携し、諸外国の制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。
- 日中韓における適正な化学物質管理の向上を図ることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業については、これまでの調査の結果、ジフェニルアルシン酸による慢性的な健康影響の可能性があることから、事業を引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制整備事業の継続実施が必要。
- 神栖市の事案について、高濃度汚染対策として地下水の処理を継続し、地下水モニタリングの状況を踏まえながら、対策効果の検証と着実な対策を実施することが必要。
- 平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における土地改変の機会を捉えた環境調査の実施。
- 千葉市の事案について、回収された砲弾の処理に向け、施設の設計着手等が必要。
- 動物実験や疫学調査を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明に努める。



⑤今後の主な取り組み

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ材料の人や生物へのリスク評価手法の調査検討を行う。
- 環境リスク初期評価については、引き続きPRTRデータやシミュレーションモデル等をも活用し、ばく露データ・毒性データの充実を図り、より確実性の高い環境リスク初期評価調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、改正法に基づき、WSSD2020年目標の達成に向けて、既存化学物質を含むすべての化学物質に対するスクリーニング、リスク評価について、効率的な手法を確立し、第3種監視化学物質に対して開始する。
- PRTRデータの多面的な利用を推進する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していく。
- POPs条約の対象物質に追加されたPFOS又はその塩については、限定的使用の際に遵守すべき技術上の基準を策定し、その周知徹底を図る。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 地域や事業者のニーズ等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策を検討し、実施していく。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。
- ファシリテーターの確保に向けた取組を進める。
- 引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より一層のリスクコミュニケーションの普及を図る。また、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。

【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを發揮する。
- 2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。
- 廃棄物分野における水銀パートナーシップのリードを務める等、水銀管理に関する国際的取組の推進に貢献する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を引き続き実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、21年度に追加したモニタリング孔を含め、着実にモニタリングを実施する。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、回収された化学弾の可能性がある砲弾の無害化処理実施に向け、施設設計等に着手する。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	1-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

- 経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。
- エコチル調査では、現在日本の子どもに起こっている心身の異常の増加に関して大規模・長期の疫学調査により原因究明を行う。特に環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにし、適切なリスク管理体制の構築に繋げる。

【有効性】

- 化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の対象物質選定や有害大气汚染物質に該当する可能性のある物質などの選定、化審法における特定物質指定などの基礎資料として、種々の施策の策定に活用されている。
- 環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、詳細な評価の候補物質とされた物質の環境省内関係部署におけるより詳細な評価等の検討などに活用され、環境経由による化学物質による影響の未然防止に資している。
- 製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、有害化学物質を含む可能性のある製品による環境リスクの低減に資する。
- エコチル調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためにリスク管理体制を通じて次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

【効率性】

- 環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質評価専門委員会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
- 環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用し、省内関係部局と連携して効率的に実施している。
- 製品モニタリングの対象物質・製品は、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定している。
- エコチル調査は平成 22 年度より、必要最低限の規模で立ち上げることとしており、厚労省・文科省にも異なる観点からの競争的資金枠の設定につき検討を依頼している。諸外国の先行調査との連携による効率化・相互補完に加え、調査の進展・分析技術の進化・官民連携の進捗を都度取り入れることを想定している。



＜今後の展開＞

- 引き続き化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、関係各課からの調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化する。
- 環境リスク初期評価については、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、必要なばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとした物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めしていく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【必要性】

- WSSD2020 年目標の達成に向け、改正化審法の円滑かつ適正な施行のため、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価を行う必要がある。
- 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成15年の化審法改正時の附帯決議に基づき、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。
- POPs 条約において新たに廃絶・制限の対象物質となったPFOS 又はその塩等12 物質について、当該条約の国内担保法である化審法において、厳格な管理措置を講じる必要がある。
- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びに PRTR データの精度向上及び活用が必要である。
- ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

【有効性】

- 既存化学物質等の生態毒性試験については、平成21年度には16 物質について新たに生態毒性試験を実施し、平成16年度から6 年間で計150 物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)」に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展しており、平成22年3月までのスポンサー登録数は、101 物質(そのうち5 物質は優先情報収集対象物質リスト外)となり、スポンサー登録が必要な物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55 物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26 物質(草案を含む)であった。
- 平成21年5月に成立した改正化審法下におけるスクリーニング評価及びリスク評価手法については、関係省庁と連携しながら、検討を開始した。
- PFOS 又はその塩等新たに POPs 条約の廃絶又は制限すべき化学物質の対象となった12 物質については、平成21年10月に化審法施行令の改正を行い、第1種特定化学物質に指定するなど必要な規制措置を講じることで、POPs 条約の国内担保を図った。
- 平成22年2月にPRTR データの第8回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
- 平成20年度のダイオキシン類の一日摂取量0.937pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

評価・分析

【効率性】

- 化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担して安全性点検を行うとともに、Japan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図ることで、効率化を図ってきた。
- 平成21年5月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっており、そのため、化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の検討については、化審法共管3省が連携して行い、それぞれの知見等を共有しつつ統合的な議論を進めることで、効率的に実施した。
- PRTR 制度に基づく取組については、約4万事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、インターネットや外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。
- ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。



＜今後の展開＞

- 化審法については、今後、審査・規制制度を適正かつ着実に運用するとともに、既存化学物質を含むすべての化学物質について一定数量以上の製造・輸入を行う事業者に毎年度その数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求ること等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理をより一層推進する。
 - 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japan チャレンジプログラム）を通じて収集した情報については、国が評価を進めるとともに、引き続き国民に対し分かりやすく情報発信を行う。
 - 改正化審法の円滑かつ効率的な運用に向け、スクリーニング評価及びリスク評価方法の確立等の整備を行い、第三種監視化学物質のスクリーニング評価を開始する。
 - 第一種特定化学物質のうち、限定的な用途については使用が認められた PFOS 又はその塩については、厳格な管理の下で使用するよう、遵守すべき技術上の指針及び表示事項の策定等必要な措置を講じる。
 - PRTR制度について、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用する。また、PRTR データの多面的利用を推進する。
 - ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する。

【有効性】

- 化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。
- 円卓会議については、60～100 名程度の参加者(傍聴者)がある。アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成 17 年度からは地方開催を行っており、平成 21 年度は、より多くの国民へ参加の機会を提供するため大阪で開催した。
- この他、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施している。平成 21 年度は化学物質アドバイザーの派遣を合計 41 回派遣実施しており、利用者からも高い評価を得ている。
- 化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。

【効率性】

- PRTR や化学物質環境実態調査等に係るホームページや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。



<今後の展開>

- 化学物質ファクトシートの作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。
- 市民の関心の高い化学物質の環境リスクの解説等を行う化学物質環境リスク時事解説書の作成等により、国民一般へのより一層の理解を促進する。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進する際の支援として、地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。
- 引き続き化学物質と環境円卓会議を開催しつつ、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。
- 上記の他、成果物の広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

目標 6-4	国際協調による取組 化学物質関係の各条約(POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC 条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約))に関する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。
	環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ 第 4 章第 5 節 国際的動向と日本の取組
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室
評価・分析	【達成の状況】 <ul style="list-style-type: none">○UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。○UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。○POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成 21 年 5 月に開催された条約締約国会議に条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結

評価・分析

- 果を提出した。
- 第3回日中韓化学物質政策ダイアローグ及び第3回日中韓GHS専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。
- 【必要性】**
- 地球規模での化学物質に関する取組としてSAICMがあり、各国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。
- UNEPにおいては、地球規模での有害金属による汚染の防止に関する対策が検討されており、これらの動向に対応するため、環境モニタリング等の調査研究を進める必要がある。特に水銀に関しては、水銀管理に関する条約を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指すことが合意されており、関連する交渉に貢献するとともに、我が国としての対応を検討する必要がある。
- POPs条約に対しては、新しい物質の条約対象物質への追加等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。
- GHSに対しては、国が分類を実施するとともに、その結果を公表し、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。
- OECD関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。
- 平成18年12月に開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることができた。これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

【有効性】

- 化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることができて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。
- SAICMの進捗状況等についての検討や今後の新規の課題等について議論するために開催された第2回国際化学物質管理会議において、国際的には、アジア・太平洋地域代表として副議長を務めるなど、SAICMの実施に係る議論に積極的に貢献した。また、アジア・太平洋地域の二カ国(タイ及びブルータン)におけるSAICM実施の支援を行った。
- 国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた公開作業グループにおいて副議長を務めるなど、関連する議論に積極的に貢献した。また、水銀廃棄物管理に関するパートナーシップのリードとして、国内において会合を開催しBAT/BEPガイダンス文書等に関する議論を行った。
- POPs条約については、条約の第4回締約国会議に出席し条約への物質の追加等に関する議論に参加・貢献した。また、POPs検討委員会に提案された3物質の条約対象物質への追加について検討を行った。さらに、従来からの国内、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを継続するとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。
- PIC条約については、締結(平成16年6月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。
- GHSに対しては、99物質について過去の国による分類結果を見直すとともに、新たに266物質について分類を実施し、その結果を公表した。
- OECDについては、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。

	<p>○日中韓三カ国情報交換については、第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアローグを中国北京市において開催した。また、第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合を開催し、三カ国間におけるGLP制度の在り方やGHS分類の違いの原因等について情報交換をすることができ、期待通りの結果が得られた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○SAICM や GHS 及び有害金属対策については関係省庁連絡会議を開催し、関係各省と情報共有を図り、調整しつつ作業を行った。また、POPs 条約・PIC 条約・OECD への対応や日中韓間の情報交換等についても、作業の分担など関係各省と連携をはかり、効率的に対応した。</p> <p>○第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアローグおよび第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合、さらに日中韓の化学物質管理政策及び日韓の REACH への対応戦略に関するセミナーのいずれもを同時期に開催し、様々な主体による情報交換を推進することで、各国における関係者の適正な化学物質管理に対する理解が進み、管理能力の効率的な向上が図られた。</p>
--	--



<今後の展開>	
○SAICM 国内実施計画の策定を進める。また、引き続き途上国における SAICM 実施に係る支援等を行いつつ、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。	
○2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。また、有害金属の環境監視を引き続き行い、国際的取組のための科学的見を充実させる。	
○新たに POPs 条約に追加された物質群のモニタリング等の対応を実施するとともに、POPs条約対象物質の追加に伴う国内実施計画の見直し等の国内対応を推進する。	
○GHS の普及のため、対象となる物質の分類を引き続き行うなど、関連する国内の取組を強化する。	
○OECD 等についても、引き続き、やテストガイドラインの新規検討等の必要な検討及び対応を行う。	
○日中韓の情報交換については、平成 22 年度に第 4 回日中韓化学物質政策ダイアローグを日本において開催する。	

目標 6-5	国内における毒ガス弾等対策 平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第 5 章第 6 節 国内における毒ガス弾等に係る対策
関係課・室	環境リスク評価室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施している。具体的には、平成 21 年 4 月～5 月末にかけての予備運転を経て、同年 6 月から高濃度汚染地下水を揚水・処理する本格運転を実施しており、同年 4 月から平成 22 年 2 月までの総ヒ素回収量は 107.18kg に達している。この結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められ、成果があった。</p> <p>○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。</p> <p>○民有地から旧軍毒ガス弾の可能性がある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、平成 22 年 1 月から 3 月にかけて砲弾等が存在する可能性が否定できない 207 箇所の検知点について掘削確認調査を実施した。その結</p>

- 果、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm迫撃砲弾 171 発、通常弾 46 発を安全に回収し、前者については安全に一時保管した(複数の砲弾が発見された地点があるため、発見された砲弾の発数と検知点数は一致していない。)。
- 愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性がある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管する措置を実施した。
- 平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、A 事案(毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案)に該当する区域に設定された千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性がある筒状の物体 61 個が発見され、これを回収した。

【必要性】

- 茨城県神栖市の事案については、平成 15 年 3 月に飲用井戸水から有機ヒ素化合物が検出されたことから、当該物質に起因する健康影響に係る緊急措置及び周辺地域の地下水モニタリングを実施するとともに、依然として地下水から高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域については、汚染の拡大防止及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。
- 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15 歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を行う必要がある。
- 千葉県千葉市の事案については、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm迫撃砲弾 171 発が回収されたことから、引き続き当該砲弾を安全に一時保管するとともに、安全・確実な技術に基づき、適切な無害化処理に向けた取組を実施する必要がある。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する必要がある。
- 平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、A 事案に該当する区域における土地改変に際しては、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止を図るために、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査等を実施する必要がある。

評価・分析

【有効性】

- 茨城県神栖市の事案における高濃度汚染対策は、有機ヒ素に汚染された地下水の拡散を防止する効果があり、また、周辺地域において地下水モニタリングを実施することによって汚染状況を確実に把握することによって新たな健康影響の発生防止に資することができ、周辺住民の安心・安全に寄与するものである。
- A 事案に該当する区域については、舗装等がなされていた土地の改変時(掘削を伴う施工工事等の実施時)における安全確保を目的とした土地改変指針を策定しており、これに基づき実施する所要の環境調査等では、旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があり、また、指針策定後旧軍毒ガス弾等による被害は出でていないことから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止のために有効である。
- 民有地から旧軍毒ガス弾の可能性がある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、物理探査等調査の結果を踏まえ、検知点の掘削確認調査により、旧軍毒ガス弾の可能性がある砲弾や通常弾を安全に発掘・回収しており、被害の未然防止のために有効であった。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 毒ガス情報センターでは、ホームページやパンフレット等を通じて、旧軍毒ガス弾等に係る情報を発信するとともに、旧軍毒ガス弾等の発見情報への対応及び A 事案区域内の土地改変に係る問い合わせへの対応や所要の環境調査を実施することで、センター設置後、旧軍毒ガス弾等による被害は出でおらず、また、A 事案区域内の土地改変時の環境調査で旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があることから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に役割を果たしている。

【効率性】

- 関係省庁の協力を得ながら、政府が一体となって取り組んでおり、また、都道府県等地方自治体の協力を得ながら対策を進めている。
- 対策の推進にあたっては、外部の有識者等専門家の知見を最大限に活用し、効果的かつ効率的な対策を実現している。
- 調査計画の立案にあたっては、土地所有者と十分な意思疎通を図り、効率的な調査を行っている。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては競争入札を行い、費用対効果の優れた調査を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。



＜今後の展開＞

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するとともに、高濃度汚染対策及び地下水モニタリングを継続的に実施する。
- A事案区域に該当する寒川町、平塚市、習志野の各事案について、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、発掘回収された旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾の無害化処理の実施に向けた取組を推進する。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する。
- 毒ガス情報センターによる活動を通じ、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止に資する。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	予算額(千円)		
		H21 当初	H22 当初	H23 反映
6-1	①化学物質複合影響評価等調査費	21,353	0	
	②化学物質の環境リスク基礎情報検討調査費	37,455	37,108	
	③小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査(H.22 名称変更: 子どもの健康と環境に関する全国調査に係る企画調査等業務)	192,757	3,140,272	
	④POPs条約総合推進費	47,370	40,869	
	⑤化学物質対策推進共通経費	56,079	53,230	
	⑥POPs監視事業費	148,160	178,981	
	⑦化学物質複数媒体評価等	7,750	20,894	
	⑧化学物質初期リスク評価・手法開発事業費	114,051	113,526	
	*ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業	-	18,537	
	*化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費	256,241	254,833	
	*化学物質の内分泌かく乱作用に関する情報提供・普及啓発推進事業	-	4,450	
	*化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	-	424,325	

	①ダイオキシン類総合調査費	102,057	93,712	
6-2	②化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	433,210	430,345	
	③PRTR制度運用・データ活用事業	204,381	186,454	
6-3	①化学物質環境安全社会推進費	72,547	49,844	
	①経済協力開発機構分担金	11,264	10,788	
	②POPs条約拠出金	17,841	16,537	
6-4	③化学物質国際協力費	-	-	
	④化学物質国際対応事業費	37,083	86,038	
	*国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	69,467	69,132	
	①茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110,328	110,328	
	②健康に関する調査研究	242,312	199,184	
	③環境調査等業務	496,101	539,102	
6-5	④毒ガス情報センターによる情報収集と精査及び広報活動	37,953	37,950	
	⑤神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁判申請事件事務費	2,572	2,572	
	⑥旧軍毒ガス弾等への即応体制の整備	0	7,598	
	⑦千葉市における事案に係る旧軍毒ガス弾等対策	0	40,167	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>
<当該施策に関係する府省庁>
<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	6-1-①	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数
	6-1-②	環境リスク等初期評価実施物質数
	6-2-①	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)
	6-2-②	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
	6-2-③	(間接) Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数
	6-2-④	(間接) 個別事業所における PRTR データの開示件数
	6-2-⑤	(間接) ダイオキシン類についての 1 人当たり一日摂取量
	6-2-⑥	(参考) PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及
	6-2-⑦	(参考) PRTR データの集計等及び公表
	6-3-①	(間接) 化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)
	6-3-②	(間接) 化学物質と環境円卓会議開催回数

指標の解説	<p>6-1-①: 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数 6-1-②: 環境リスク等初期評価を実施した物質数</p> <p>6-2-①: 既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要のある物質を特定するために生態毒性試験を実施する数 6-2-②: PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量 6-2-③: Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スponサー登録」が行われる物質数 6-2-④: 化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。 6-2-⑤: ダイオキシン類についての 1 人当たり一日摂取量 6-2-⑥: PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。 6-2-⑦: 化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。</p> <p>6-3-①: 新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数 6-3-②: 化学物質と環境円卓会議の年間開催回数</p>
評価に用いた資料等	



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--